第1節 保健衛生活動

方 針

町及び府は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態 を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずるものとする。

計 画

第1 防疫活動

町及び府は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)及び災害防疫実施要綱(昭和40年厚生省公衆衛生局長通知)に基づき、府と緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動等を実施する。

1. 防疫活動

町は、府の指導、指示により、次の防疫活動を実施する。

- (1)消毒措置の実施(感染症法第27条)
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除(感染症法第28条)
- (3) 避難所の防疫指導
- (4) 臨時予防接種(予防接種法第6条)
- (5) 衛生教育及び広報活動

2. 薬品の調達・確保

町は、防疫に必要な薬品を調達、確保する。

3. 府への協力要請

町は、自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、府に協力を要請する。

第2 被災者の健康維持活動

町は、府と連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

1. 巡回相談等の実施

- (1)被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、田尻町エイフボランタリーネットワーク及び保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2)被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。

(3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

2. 心の健康相談等の実施

- (1) 災害による心的外傷後ストレス障害 (PTSD)、生活の激変による依存症等に対応する ため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2)環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神 科救護所を設置する。

第3 動物保護等の実施

町、府及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

1. 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は府、大阪府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等に努める。

2. 避難所における動物の適正な飼育

町は、府と協力して、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うととも に、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

3. 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに、町、府、 警察等関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第2節 廃棄物の処理

方 針

町及び府は、し尿、ごみ及び災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な 促進のため、適正な処理を実施するものとする。

計 画

第1 し尿処理

1. 初期対応

- (1) 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ 被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設便所の必要数を把握する。
- (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障害者に配慮しつつ、速やかに 仮設便所を設置する。

2. 処理活動

- (1) 速やかにし尿の収集処理体制を確保する。
- (2) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設便所の衛生状態を保つ。
- (3) 必要に応じて、府、近隣市町村、関係団体に応援を要請する。

第2 ごみ処理

1. 初期対応

- (1) 避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- (2) ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

2. 処理活動

- (1)被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。
- (2)必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。
- (3) 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- (4)殺虫剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。
- (5) 必要に応じて、府、近隣市町村、関係団体に応援を要請する。

第3 災害廃棄物等(津波堆積物を含む。)処理

1. 初期対応

- (1) 災害廃棄物等の発生量を把握する。
- (2) 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保すると

ともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルートの確保を図る。

2. 処理活動

- (1) 災害廃棄物等処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (2) 災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- (3) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- (4) 必要に応じて、府、近隣市町村、関係団体に応援を要請する。

第3節 遺体の処理及び埋(火)葬

方 針

町、泉佐野警察署、第五管区海上保安本部(関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署)等は、 遺体の処理、埋葬について、必要な措置をとるものとする。

計 画

第1 遺体の処理及び埋葬

- 1. 災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察又は第五管区海上保安本部(関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署)による検視(死体調査)、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。
- 2. 身元不明の遺体については、泉佐野警察署、第五管区海上保安本部(関西空港海上保安航空基 地・岸和田海上保安署)その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。
- 3. 遺族が遺体の処理、埋葬を行うことが困難若しくは不可能である場合は、町が代わって実施する。
 - (1)遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
 - (2) 火葬場の稼働状況、棺の確保状況等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達をはじめ必要な資機材の確保、遺体搬送の手配等を実施する。
 - (3)遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など、必要な措置を講ずる。
- 4. 遺体安置所の運営管理
 - (1) 町は、警察等による災害発生時の迅速な警察活動(検視等)に協力するため、医療関係者の確保及び遺体安置所の事前指定を行う。また、他市町村からの要請による受入れや、収容数を超えた場合に対応するための二次的安置所について検討する。
 - (2)遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための担当員等の配置について検討する。
 - (3) 警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
 - (4) 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、あらかじめ所管する法務局担当者と協議、調整を行う。
 - (5) 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発動機及び照明器具、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の確保に努める。
 - (6) 遺体処理に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてあらかじめ検討しておく。

[田尻町遺体安置所:資料編「資料12-9]]

第2 応援要請

町において、遺体の処理、埋(火)葬の実施が困難な場合、府が作成する大阪府広域火葬計画に基づき府に対して必要な措置を要請する。

第4節 社会秩序の維持

方 針

町、府をはじめ関係機関は、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずるものとする。

計 画

第1 住民への呼びかけ

町及び府は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第2 物価の安定及び物資の安定供給

町、府及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

1. 消費者情報の提供

生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとと もに、心理的パニックの防止に努める。

2. 生活必需品等の確保

生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、府、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

3. 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、これに応ずるよう努める。